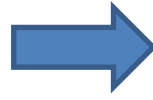


公害防止主任管理者の選任等について フローチャート

○業種の確認

次のいずれかの業種に該当する「特定工場」である。

- 一 製造業(物品の加工業を含む。)
- 二 電気供給業
- 三 ガス供給業
- 四 熱供給業



公害防止主任管理者の選任の必要なし

はい



いいえ



○工場の種類

公害防止管理者の選任が義務付けられている工場である



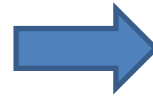
公害防止主任管理者の選任の必要なし



○排出ガス量・排水量

ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で排出ガス量が四万立方メートル以上であり、かつ、排水量が一万立方メートル以上である。

(ただし、大気関係公害防止管理者と水質関係公害防止管理者の両者間の指揮・調整を要しない場合や両公害防止管理者を同一人が兼任している場合など、当該工場からのばい煙並びに汚水及び廃液が確実に処理できる場合は除く。)



公害防止主任管理者の選任の必要なし



公害防止主任管理者の選任の必要あり

【必要な資格の種類】
次のいずれかが必要

- (1) 公害防止主任管理者
- (2) 公害防止管理者の大気関係1種または3種、かつ、水質関係1種または3種